

ボランティア募集の取り扱いに関する方針について

九州看護福祉大学学生のボランティア活動を推進し、学生に社会的経験の機会を提供すること、ならびに、本学の学外実習施設・機関及び本学が所在する地域周辺への社会貢献に資することを目的に、以下の方針に基づいてボランティア募集情報を取り扱い、学生に対して活動の許可をいたします。

1. ボランティア募集の受付

- (1) 本学の学生に対してボランティア活動への参加を募集する組織および団体は、学生課へ電話もしくは E-mail 等でご連絡いただいた上、ボランティア募集要項をご提出ください。
- (2) ボランティア募集要項以外に、募集内容に関連するポスターなどがあれば一緒に提出をお願いします。
- (3) 受け付けた情報のうち、学生への提供が適切と認められたものについては、学生にメール・掲示などで募集を周知します。

2. ボランティア募集の選定基準

- (1) 公共性・公益性が高いと認められたもの
- (2) 営利を目的としないもの
- (3) 活動にあたり、安全性に問題がないと認められたもの
- (4) 学生に対して教育的配慮のある対応が行われるもの
- (5) 学生本人の意思で参加できるもの

※ただし、以下に該当するものについては受付できません。

- ①法令に違反するもの
- ②政治的・宗教的活動を目的とするもの
- ③精神的・肉体的苦痛を伴うもの
- ④危険の伴う活動（自動車等の運転含む）、人体に有害な活動
- ⑤公序良俗に反する活動、または犯罪的行為を誘発するおそれのある活動
- ⑥本来有資格者によって行われる活動
- ⑦人命に関わる危険が伴う活動や学生自身に危険が予想される活動
- ⑧個人で募集する活動
- ⑨賃金労働の人手の足りない部分をボランティアで補うもの

※本来アルバイト等を雇用すべき作業をボランティアとして位置づけ、安い労働力として扱う行為に関しては受付できません。

- ⑩1日8時間（休憩1時間含む）を超える活動

※原則として、早朝深夜（午前7時以前、午後22時以降）の活動は受付できません。

- ⑪その他、本学が不適当と判断するもの

3. その他

- (1) ボランティア団体の担当者を明確にいただき、ボランティア申込学生は、活動中は当該担当者とともに活動を行えるよう配慮してください。
- (2) ボランティア団体は、ボランティア保険の加入等、活動に伴う賠償等について適切な対応をしてください。
- (3) 正課活動（講義等）に影響が生じないよう配慮してください。
- (4) ボランティア申込学生に対し、開始前に活動に必要な情報や留意点をあらかじめ伝達し、活動開始後は、必要に応じて研修・支援等を行ってください。
- (5) 本人の承諾を得ず、学生の個人情報を使用し直接ボランティア依頼を行うことはしないでください。
- (6) 本学が取り扱うボランティア情報により行われた活動について、盗難・事故・トラブルが発生し、ボランティア団体等または第三者に損害が生じた場合でも、本学では、損害賠償その他一切の責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。